

【返戻金制度】

1. 採用決定者が入社日以後、3ヶ月以内に雇用契約を終了したとき（但し、第2項に該当する場合を除く）、乙は以下の基準に従い支払われた成功報酬を返還するものとする。また、紹介予定派遣の場合はそれぞれの半額とする。

1 か月以内	6 0 %
3 か月以内	3 0 %

2. 前項の成功報酬の返還の定めは、以下のいずれかに該当する場合、適用しない。

- ①採用決定者を採用する際に、直前になって求人票記載事項と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合、若しくは、締結を求めたために直後に当該採用決定者が退職した場合
- ②入社直後に、求人票の内容と異なる労働条件の変更を求めたために当該採用決定者が退職に至った場合
- ③入社直後であっても雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより当該採用決定者が退職に至った場合
- ④会社都合または採用企業の責により退職に至った場合
- ⑤当該採用決定者が死亡または病気により退職した場合
- ⑥天災事変などの不測の事態の場合

許可番号 13-ユ-314502

事業所の名称及び所在地 ターボ株式会社

東京都港区南麻布三丁目19番28号 イトーピア南麻布304号